

2. 都市の現況

2.1 位置

概 要

- 行政区域面積 31,721ha 行政区域人口 17.6 千人
- 都市計画区域面積 524ha 都市計画区域人口 6.7 千人

安芸市は、高知市から東へ約 35km の位置にあります。北は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村に接し、南は東西 18.6km の海岸線により土佐湾に面しています。

行政区域面積は 31,721ha であり、その一部の 524ha が「安芸都市計画区域」となっています。



図 2-1 安芸市の位置

出典：国土地理院数値情報より作成

表 2-1 安芸都市計画区域の概況

都市計画区域名	都市名	行政区域		都市計画区域		法適用年月日 (都市計画区域 決定年月日)	区域変更 年月日
		面積 (ha)	H27 国調 人口 (千人)	面積 (ha)	H27 国調 人口 (千人)		
安芸	安芸市	31,721	17.6	524	6.7	S11.5.15	S11.5.15
		都市計画区域					
		範囲	面積 (ha)	H17 国調 人口 (千人)	H22 国調 人口 (千人)	H27 国調 人口 (千人)	
		一部	524	8.4	7.9	6.7	

出典：平成 27 年国勢調査（総務省統計局）、安芸市資料

2.2 現況・見通し

2.2.1 人口

概要

- ・安芸市の人口は 17,577 人、一般世帯数は 7,590 世帯で、いずれも減少傾向
- ・人口集中地区（DID 地区）の面積及び人口密度は低下
- ・高齢化の進行と若年層の市外（県外）流出が顕著
- ・人口ビジョンの将来推計によると、令和 42 年（2060 年）に約 9,500 人まで減少
- ・安芸市の低・未利用地は、近年増加傾向

(1) 人口

安芸市の人口は 17,577 人、一般世帯数は 7,590 世帯です。（平成 27 年国勢調査）

人口、世帯数ともに減少傾向を示していますが、特に、平成 22 年からの世帯数の減少が顕著となっています。

DID 人口密度は平成 17 年に 37.1 人/ha から、平成 22 年に 35.3 人/ha、平成 27 年に 31.9 人/ha と低下しています。DID 地区の減少の割合は、市全体より顕著であり、希薄化が進みつつあります。

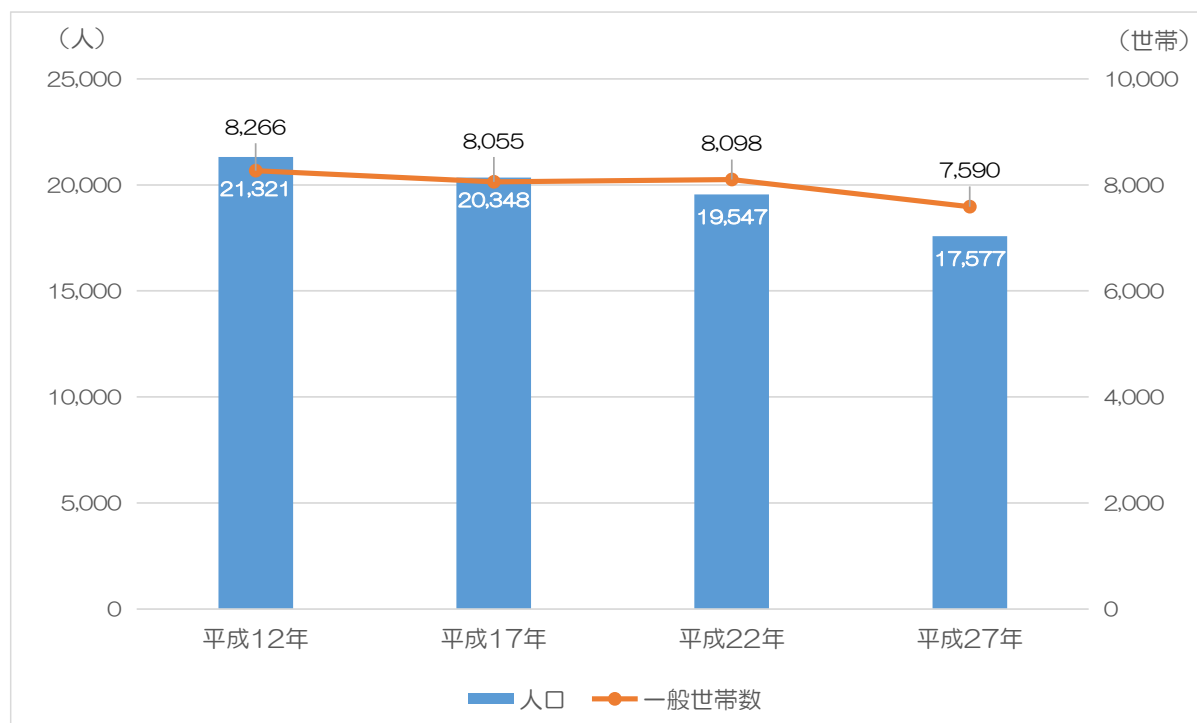


図 2-2 人口の推移

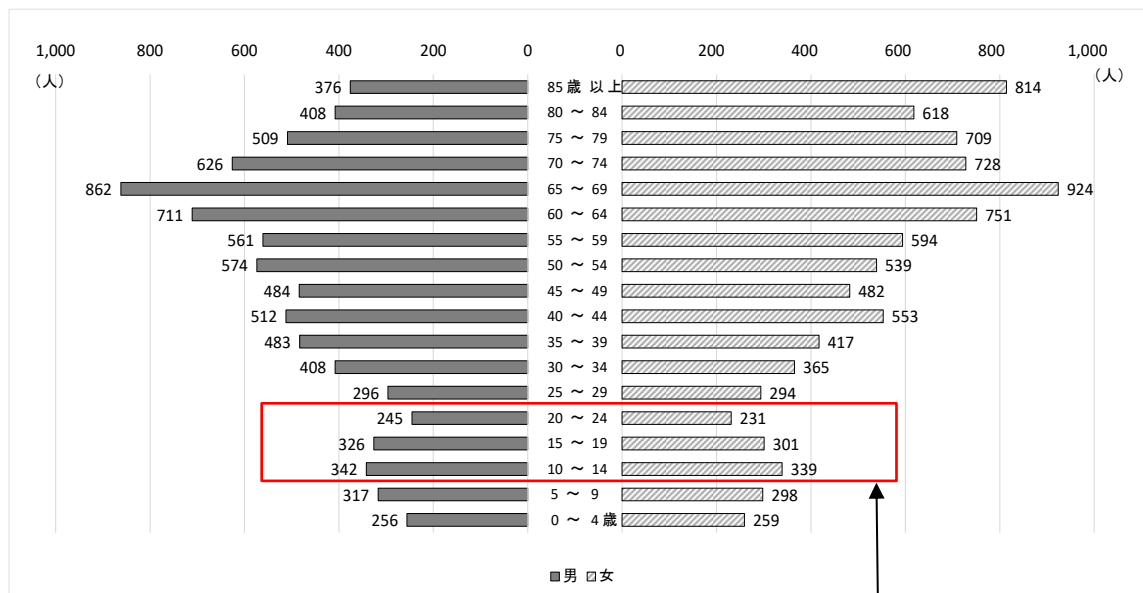
出典：国勢調査

(2) 年齢構成

年齢別人口構成（平成 27 年国勢調査）をみると、高齢化の傾向が見てとれます。

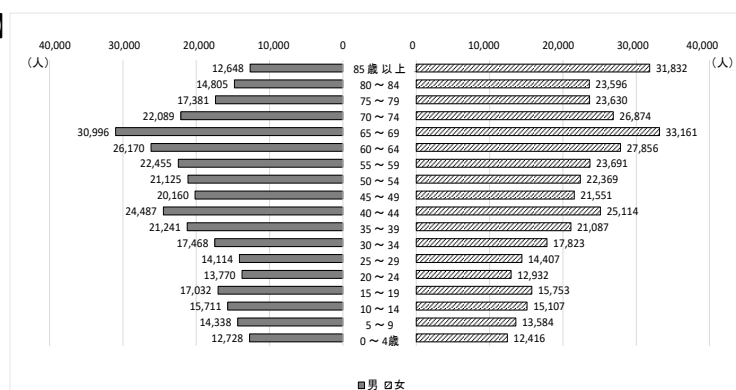
また、男女ともに 20 代の人口が比較的少なくなっています。これは高知県下でも同様の傾向であり、市外（県外）への若年層の流出が顕著です。

【安芸市】



市外（県外）への若年層の流出

【高知県】



【全 国】

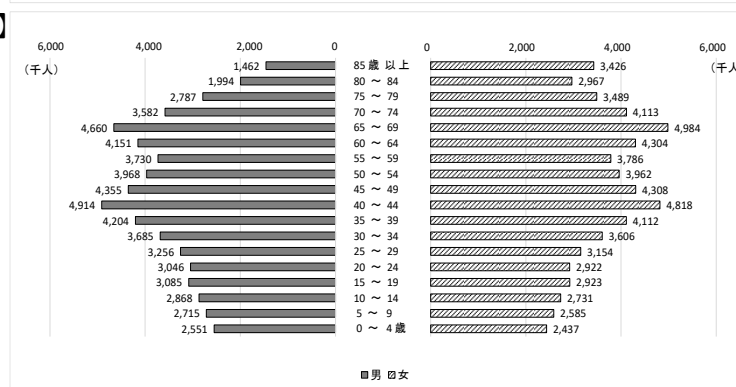


図 2-3 安芸市と高知県・全国の人口ピラミッド比較

出典：安芸市、高知県、全国ともに平成 27 年国勢調査

(3) 人口・高齢化率の将来見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく安芸市独自推計によると、人口減少対策があらわれることにより、令和 42 年（2060 年）には 9,538 人になると推計されています。これらを踏まえ、安芸市の人口のビジョンでは将来出生率や若年層の移住により、20 年後（令和 22 年 2040 年）に 15,121 人、40 年後（令和 42 年／2060 年）に 14,017 人と予想しています。

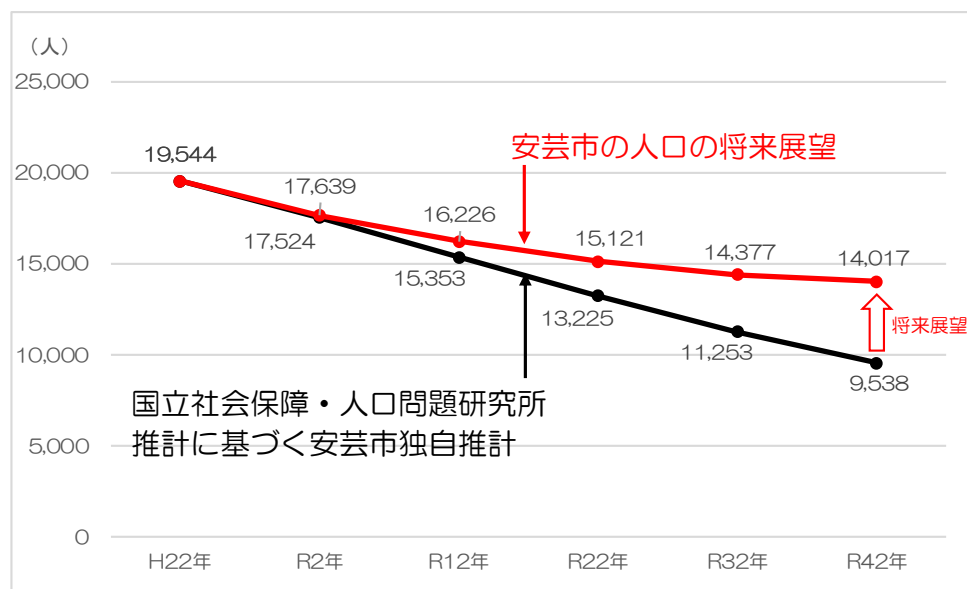


図 2-4 将来展望における人口の推移

出典：「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」（平成 31 年 4 月改訂）

【低・未利用地・空き家の状況】

安芸市の低・未利用地は、近年増加しています。空き家件数は 1,025 件（「安芸市空き家調査結果集計表（平成 27 年度 安芸市企画調整課）」）であり、安芸市の世帯数の 13.5%となっています。評価ができる空き家 969 件のうち、すぐに入居が可能なものは 57 件 6%、小規模修繕が必要なものが 338 件 35%、大規模改修が必要なものが 574 件 59%となっています。

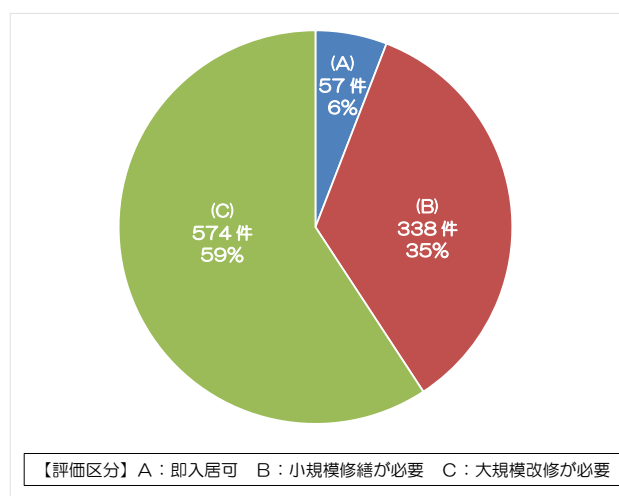


図 2-5 空き家の評価区分

出典：「安芸市空き家調査結果集計表（平成 27 年度 安芸市企画調整課）」

2.2.2 土地利用

概 要

○土地利用

- ・自然的土地利用は概ね 9 割（88.3%）が森林原野となっており、都市的土地利用は安芸平野および海岸部に位置

○都市計画区域内の法規制等

- ・都市計画区域には「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」及び「保安林」「県立自然公園」「海岸保全区域」等が指定
- ・「津波浸水想定」の区域が設定

(1) 土地利用

安芸市の土地利用は、概ね 9 割（88.3%）が自然的土地利用であり森林原野です。都市的土地利用は安芸平野及び海岸部に位置します。

都市計画区域の土地利用は自然的土地利用が 43.1%、都市的土地利用が 50.0%です。都市計画区域における可住地は 57.9%であり、非可住地は 42.1%となっています。

(2) 都市計画区域の法規制

都市計画区域内の一部に、「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」が指定されています。その他「保安林」「県立自然公園」「海岸保全区域」等の指定があります。また「津波浸水想定」の区域があります。

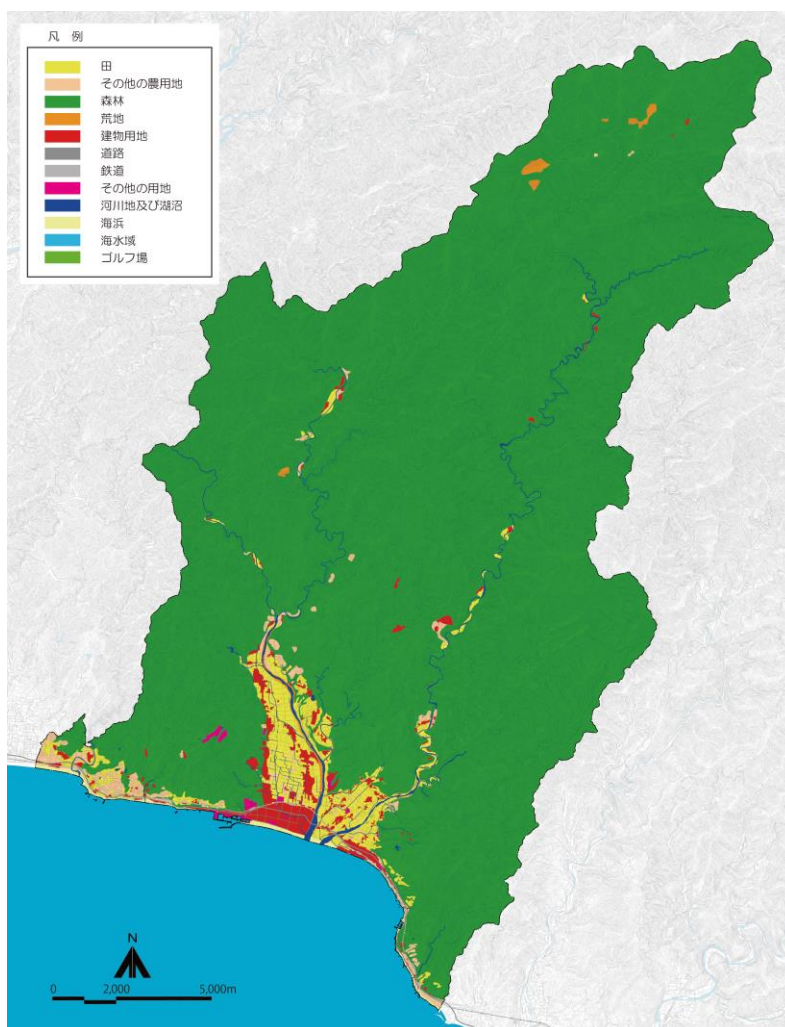


図 2-6 土地利用現況

出典：国土数値情報（平成 26 年度）、地理院地図航空写真より作成

(3) 利用交通手段

安芸市の利用交通手段（「15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段」）は、自家用車が 67.0%を占めて最も多く、次いで、自転車（16.4%）、徒歩だけ（7.2%）となっています。公共交通機関である鉄道・電車は 5.5%、乗合バスは 0.8%です。

東部広域地域についてみると、安芸市の自家用車利用は比較的高くなっています。また、自転車利用は最も高い地域となっています。

【鉄道】土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として安芸市内 6 駅合計で約 1,200 人/日（平成 30 年）の利用があります。

【路線バス】路線バスの運行は、高知から安芸間をとさでん交通、安芸から室戸・甲浦間及び馬路間を高知東部交通が運行しています。

元気バスは、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開業にあわせて平成 14 年 7 月に運行を開始し、東川・畑山など 7 路線で運行しています。市街地や中山間地域の足として約 2 万人（平成 30 年）の利用があります。

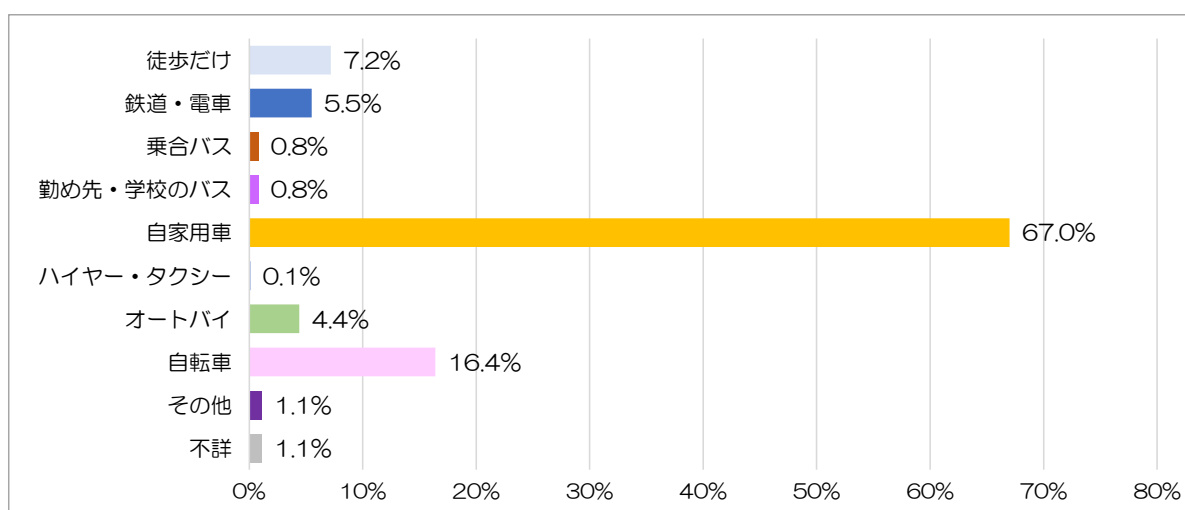


図 2-8 15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段（平成 22 年）

出典：国勢調査（平成 22 年）

2.2.4 産業

概 要

○産業

- ・就業人口は、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業ともに緩やかな減少傾向

○農業

- ・農業産出額は 88 億円（平成 29 年）で、産出額が多いのは野菜、果実、米

○漁業

- ・魚種漁獲量は 903 t（平成 29 年）で、漁獲量が多いのは、いわし類、まぐろ類、かつお類

○工業

- ・製造品出荷額は 76.2 億円（平成 29 年）で、近年横ばい傾向

○商業

- ・年間商品販売額は 220.2 億円（平成 26 年）で、増加傾向
（商店街）
- ・大規模小売店舗は駅周辺に 2 店舗、郊外に 2 店舗
- ・商店街の従業者数、年間商品販売額、売り場面積はいずれも減少傾向

○観光

- ・観光入込客数は約 27.2 万人（平成 30 年度）で横ばい傾向、宿泊客数は約 2.5 万人（平成 30 年度）で増加傾向
- ・観光（観光地・観光施設）は多彩であり、ふるさと館（3.8 万人）、阪神秋季キャンプ（2.6 万人）、グルメまつり（2.6 万人）、納涼祭（2.0 万人）、大山道の駅（1.9 万人）、岩崎彌太郎生家（1.7 万人）など

(1) 産業別就業者数

就業者数は、平成 12 年から平成 27 年の 15 年間で 10,914 人から 8,638 人へと 2,000 人を超える減少となっています。第 1 次産業が 2,328 人（27.0%）、第 2 次産業が 1,135 人（13.1%）、第 3 次産業が 4,899 人（56.7%）です。

就業者数の推移は、第 2 次産業、第 3 次産業は緩やかな減少傾向を示し、第 1 次産業は増減しつつ、減少傾向にあります。

表 2-2 産業大分類別 15 歳以上就業者数

産業大分類		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第1次産業	A. 農業，林業	2,787	2,616	2,736	2,253
	うち農業	2,670	2,505	2,520	2,135
	B. 漁業	113	94	85	75
	小計	2,900	2,710	2,821	2,328
第2次産業	C. 鉱業，採石業，砂利採取業	12	5	3	-
	D. 建設業	1,185	944	704	654
	E. 製造業	798	655	582	481
	小計	1,995	1,604	1,289	1,135
第3次産業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	58	41	45	37
	G. 情報通信業	-	46	35	21
	H. 運輸業，郵便業	445	311	336	270
	I. 卸売業，小売業	2,140	1,586	1,299	1,120
	J. 金融業，保険業	165	119	108	87
	K. 不動産業，物品賃貸業	28	28	60	68
	L. 学術研究，専門・技術サービス業	2,758	-	134	106
	M. 宿泊業，飲食サービス業	-	452	504	429
	N. 生活関連サービス業，娯楽業	-	-	326	266
	O. 教育，学習支援業	-	469	446	425
	P. 医療，福祉	-	1,108	1,148	1,147
	Q. 複合サービス事業	-	295	204	236
	R. サービス業 (他に分類されないもの)	-	1,004	324	327
	S. 公務（他に分類されるものを除く）	423	387	382	360
	小計	6,017	5,846	5,351	4,899
T. 分類不能の産業		2	6	95	276
合計		10,914	10,166	9,556	8,638

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

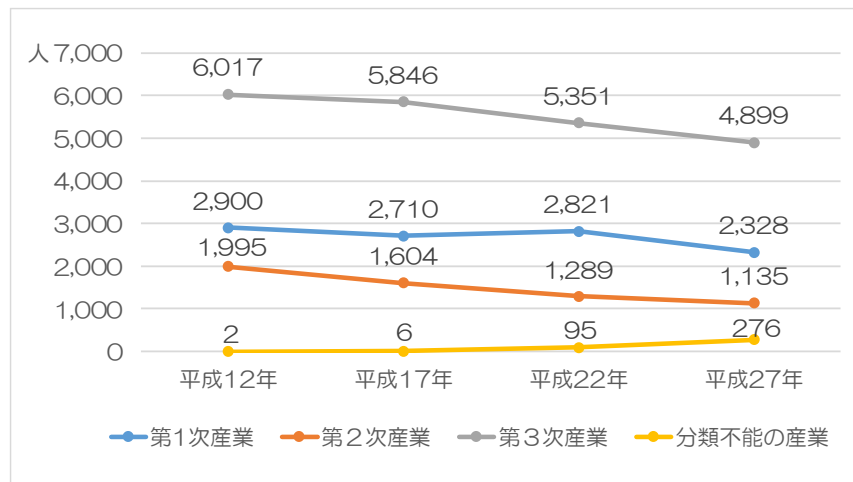


図 2-9 産業大分類別 15 歳以上就業者数の推移

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

(2) 事業所数

事業所数は、平成 24 年に 950 事業所でしたが、平成 28 年は減少し 903 事業所となっています。分類別に見ると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「医療、福祉」となっています。

表 2-3 産業大分類別事業所数

産業大分類	平成 24 年	平成 28 年
A 農業、林業	14	13
B 漁業	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
D 建設業	95	88
E 製造業	70	64
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
G 情報通信業	7	5
H 運輸業、郵便業	24	22
I 卸売業、小売業	286	268
J 金融業、保険業	20	15
K 不動産業、物品賃貸業	26	23
L 学術研究、専門・技術サービス業	19	21
M 宿泊業、飲食サービス業	143	142
N 生活関連サービス業、娯楽業	94	84
O 教育、学習支援業	18	15
P 医療、福祉	52	62
Q 複合サービス事業	17	22
R サービス業（他に分類されないもの）	63	57
S 公務（他に分類されるものを除く）	-	-
合計	950	903

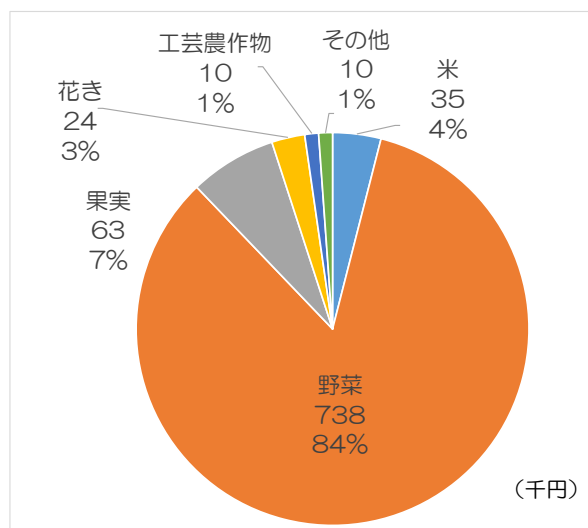
出典：平成 24 年・平成 28 年経済センサス活動調査

(3) 農業

農業産出額は 88 億円（平成 29 年）で、産出額が最も多いのは野菜の 73.8 億円、次いで果実の 6.3 億円、米の 3.5 億円となっています。

図 2-10 平成 29 年農業産出額（推計）

出典：平成 29 年市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）（農林水産省）

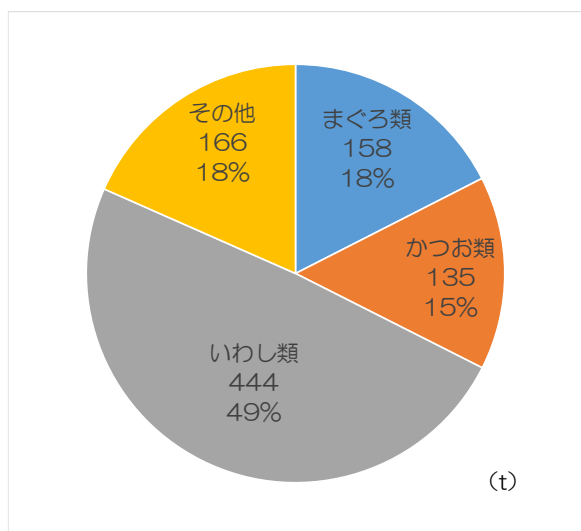


(4) 漁業

漁獲量は 903 t（平成 29 年）で、漁獲量が最も多いものは、いわし類の 444 t で、次いでまぐろ類の 158 t、かつお類の 135 t となっています。

図 2-11 魚種別漁獲量

出典：海面漁業生産統計調査 魚種別漁獲量（平成 29 年）
（農林水産省）



(5) 工業

安芸市の製造品出荷額は 76.2 億円（平成 29 年）となっています。

出典：平成 29 年高知県の工業（平成 30 年工業統計調査（平成 29 年実績）及び高知県工業統計補完調査結果確報

(6) 商業

安芸市の年間商品販売額は、220.2 億円（平成 26 年）で高知東部では最も多くなります。

平成 24 年との比較では 22.2%の増加を示しており、高知東部における増加率は、馬路村に次ぐ高さです。

表 2-4 年間商品販売額（総数）

	年間商品販売額（百万円）		
	H24 高知県商業統計調査	H26 商業統計調査	増減率
県計	1,290,525	1,434,686	11.2
室戸市	16,996	12,662	△ 25.5
安芸市	18,022	22,020	22.2
東洋町	2,208	2,200	△ 0.3
奈半利町	2,288	2,714	18.6
田野町	2,766	3,231	16.8
安田町	1,596	1,210	△ 24.2
北川村	162	137	△ 15.4
馬路村	171	386	125.8
芸西村	5,570	5,184	△ 6.9

出典：高知県商業統計調査

(7) 観光

安芸市には、歴史・文化、スポーツ、まつりなどの多様な観光（観光地・観光施設・イベント）があります。観光入込客数が多い観光地・観光施設は、ふるさと館（3.8 万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9 万人）、岩崎彌太郎生家（1.7 万人）などがあり、イベントは、阪神秋季キャンプ（2.6 万人）、グルメまつり（2.6 万人）、納涼祭（2.0 万人）などがあります。

【観光入り込み客数】

安芸市の観光入込客数は約 27.2 万人(平成 30 年度)であり、近年は横ばい傾向です。

宿泊客数は約 2.5 万人(平成 30 年度)であり、増加傾向にあります。

なお、平成 22 年度の観光入り込み客数の増加は、「龍馬伝」(NHK 大河ドラマ)の影響です。



図 2-12 観光入り込み客数の推移

出典：安芸市資料

2.2.5 災害

概要

- 市街地の位置する海岸隣接地区では浸水深最大 10.0m～15.0m の浸水危険区域が存在し、安芸駅周辺では浸水深 3.0m～5.0m、中心市街地周辺では浸水深 5.0m～10.0m が存在

(1) 地震・津波災害

今後発生が予想される南海トラフ地震では震度 6 弱から 7 の地震動が想定されています。平成 25 年 5 月 15 日公表の「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」においては、死者数 1,800 名（うち、津波による死者数 1,300 名）、負傷者 1,800 名、避難者数 17,000 名となっています。

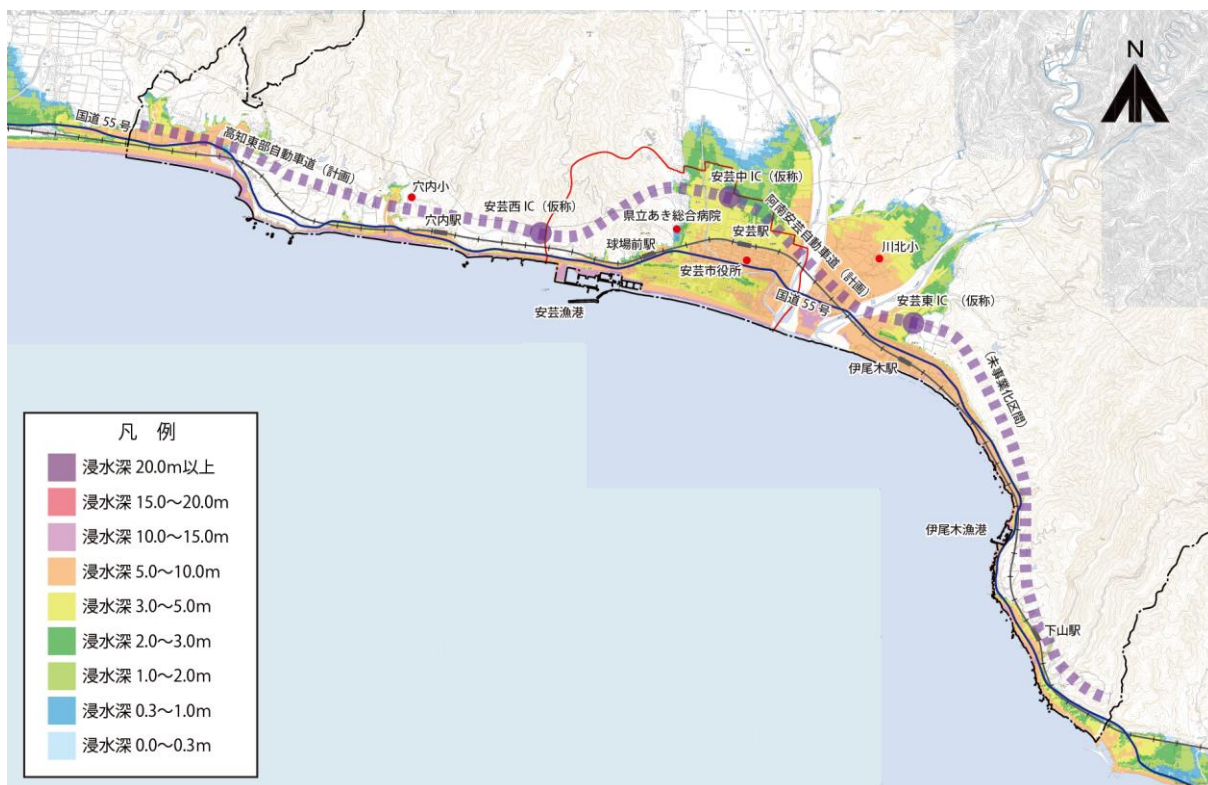


図 2-13 津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深

出典：高知県防災マップ

※高知県が平成 24 年に公表した最大クラスの地震による津波浸水予測

(2) 豪雨災害

安芸市では、地震・津波災害だけでなく、台風や集中豪雨により、浸水被害や土砂流出などの甚大な被害が発生しています。

【過去の豪雨災害】

○平成 16 年、観測史上最多である 10 個の台風が日本に上陸しました。この時には、6 個の台風が四国を通過し、伊尾木地区での冠水や穴内地区の土砂流出など、豪雨によって度々被害を受けています。

○平成 30 年 7 月豪雨では、安芸観測所において最大 24 時間雨量 160mm を記録しました。安芸市栃ノ木東地地区では安芸川が氾濫し、橋の水没で 11 世帯、20 人が一時孤立しました。



安芸川の増水で崩落した堤防と県道（平成 30 年 7 月安芸市僧津）

(3) 災害への備え

安芸市の自主防災組織は、平成 15 年には 9.4%と全国水準・高知県水準を大きく下回っていましたが、平成 17 年には全国平均を上回り、令和元年には 51 組織、組織率 100%となっています。



川向地区自主防災会防災訓練

2.2.6 環境

概 要

- ・二酸化炭素排出量は、電気の使用によるものが全体の 84%であり、農業・漁業などに使われるA重油（JIS K 2205、1 種）7%、ガソリン4%

安芸市の事務・事業における基準年度(平成 25 年度)の二酸化炭素排出量は、4,206,941kg-CO₂となっています。

二酸化炭素排出量を要因別に見ると、電気の使用によるものが全体の 84%を占め、次いでA重油（JIS K 2205、1 種）の使用が7%、ガソリンの使用が4%となっています。

※A 重油：中小工場のボイラー用、ビル暖房用、小型船舶用ディーゼルエンジン用、ビニールハウス暖房用燃料など農業、漁業用として使用されています。

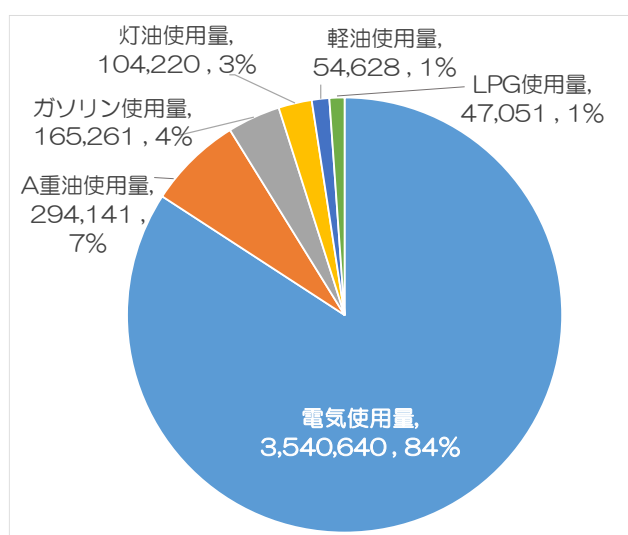


図 2-14 要因別二酸化炭素排出量の割合

出典：安芸市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】平成 27 年度～31 年度（平成 27 年 3 月）

2.2.7 公共施設

概要

- ・大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設の総延床面積に占める割合は 57.2%

(1) 公共施設（建物）の大分類別整備年度

昭和 50 年代から平成のはじめにかけて多くの公共施設（建物）の整備が進められてきています。

公共施設（建物）の総延床面積 160,651.10 m²のうち、大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設は 91,909.04 m²であり、57.2%となります。このうち、特に大きな割合を占めている施設は、学校教育系施設及び公営住宅です。

建設後 30 年以上が経過した施設 (H28 年度末時点)
57.2% (160,651.10 m²のうち 91,909.04 m²)

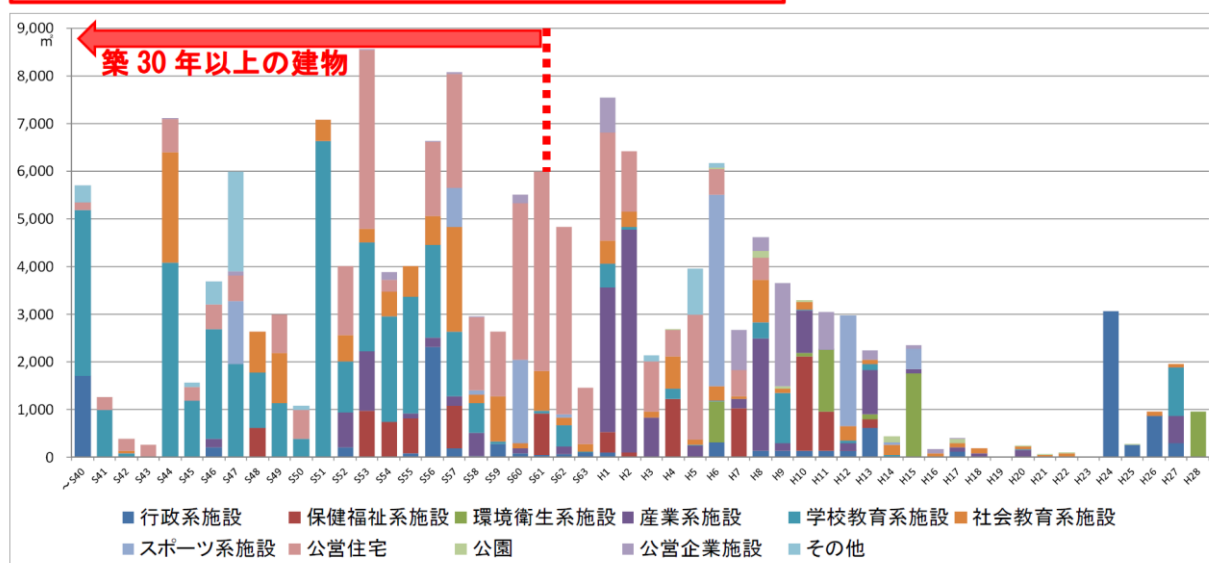


図 2-15 公共施設（建物）の大分類別整備年度

出典：安芸市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月 安芸市）

2.2.8 歴史・文化

概要

- ・安芸平野は古代から農業地帯として開け、10 世紀に作られた「和名抄」にみられる玉造・黒鳥の集落が存在
- ・「国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条の神護景雲元年（767 年）」
- ・文化財は、国指定文化財 2 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 20 件、国登録有形文化財 11 件、国選定重要伝統的建造物群保存地区 1 地区が指定

(1) 歴史

安芸平野は古代から農業地帯として開けていました。班田収授法によって条里制が敷かれ、10 世紀に作られた「和名抄」にみられる玉造・黒鳥の集落も現存しています。

中世には、壬申の乱に敗れて土佐に流された左大臣・蘇我赤兄の子孫と称した土地の豪族・安芸氏が代々安芸地方を領有し、戦国時代末期、四国統一の軍を進める長宗我部元親との合戦に敗れて滅びるまでの約 300 年間、土佐 7 豪族の中でもその権威と名門を誇っていました。

その後、長宗我部氏の時代は約 30 年間続きましたが、江戸時代に入ると土佐藩領とされ、藩主・山内一豊の重臣・五藤為重が安芸を知行することになり、以後、明治に至るまで歴代支配してきました。

藩政が終わると、それぞれ小さな村や郷、浦が合併を繰り返し、明治 22 年、中央政府の方針に従って 9 つの村に統合されました。

明治 29 年、安芸村が町制を敷き、その後、穴内村が安芸町と合併したのち、昭和 29 年 8 月、安芸郡安芸町を中心に土居・川北・伊尾木・東川・井ノ口・畑山・赤野の 8 町村が合併して安芸市となり、同 30 年 4 月、香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在に至っています。

(2) 文化

安芸市では国指定文化財 2 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 20 件、国登録有形文化財 11 件、国選定重要伝統的建造物群保存地区 1 地区が指定されています。



国選定重要伝統的建造物群保存地区（生涯学習課資料）

2.3 課題

2.3.1 時代の潮流

■少子高齢化、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの重要性

- 全国、県のみならず、東部圏域においても、少子高齢化の傾向が続くことが予測されています。子育て世代や高齢者などの就業環境や居住環境の整備・充実を図るまちづくりが重要となっています。

■東日本大震災や豪雨災害等を教訓とした災害に強いまちづくりの重要性

- 平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 25 年 9 月の台風 18 号による豪雨災害などを契機として、防災や減災に対する意識が変化してきました。これら自然災害に対し、安全・安心な居住環境を確保するため、ハードとソフトを織り交ぜた多重的な対策を講じるなど、災害に強いまちづくりが重要となっています。

■豊かな地域資源や歴史・文化環境を生かした地域活性化の重要性

- 平成 20 年 10 月に国土交通省の外局として観光庁が発足し、日本の重要な政策の柱に観光が位置付けられ、我が国の「観光立国」の推進体制が強化されました。
- 東部圏域をはじめ、安芸市には魅力的な自然資源や歴史・文化資源などの定期的な往訪が楽しめる観光スポットが多数存在しており、これらを活かした観光施策の展開が重要となっています。

2.3.2 法令等の変化

安芸市都市計画マスタープランが策定された平成 14 年 3 月以降、都市計画制度等の改正は以下のとおり行われています。

■平成 14 年 建築基準法等の一部を改正する法律

- 都市計画の提案制度の創設
- 地区計画制度の拡充
- 用途地域における容積率等の選択肢の拡充

■平成 16 年 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による都市計画法の一部改正

- 美観地区の廃止、景観地区の追加

■平成 18 年 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律

- 大規模集客施設が立地可能な用途地域の見直し
- 非線引き白地地域での大規模集客施設の立地規制
- 新たな地区計画制度の創設
- 準都市計画区域制度の拡充
- 都市計画提案権者の範囲の拡大、広域調整手続きの充実
- 開発許可制度の見直し

■平成 20 年 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による都市計画法の一部改正

- 地区計画に歴史的風致維持向上地区計画の追加

■平成 23 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 都市計画決定等に対する都道府県知事の関与の変更
- 地域地区や都市施設に係る都市計画決定の基礎自治体への権限移譲

■平成 24 年 都市の低炭素化の促進に関する法律

- コンパクトなまちづくりを進めることで、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展につなげていくことを目的に制定

■平成 25 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 都市計画決定後の国土交通大臣への図書の送付の廃止

■平成 26 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 都市再生特別措置法の改正・施行により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設（立地適正化計画の作成、都市機能誘導区域・居住誘導区域の記載など）

■平成 26 年 「小さな拠点の形成」が我が国の施策の柱の一つとして位置づけ

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、「小さな拠点の形成（集落生活圏の維持）」が施策の柱として位置づけ

■平成 28 年、平成 30 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 既存ストックや空き地・空き家の有効活用のための制度の創設（平成 28 年度改正）
- 都市のスポンジ化対策の総合的な推進を位置づけ（平成 30 年改正）

2.3.3 安芸市都市づくりの課題

(1) 少子高齢化、人口減少の進行

平成 27 年国勢調査において、我が国の人口は大正 9 年の調査開始以来、初めて減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も全国的に少子高齢化、人口減少が進行する見込みです。

安芸市においても同様に人口減少が進み、地域の活力が低下するおそれがあります。特に、生産年齢人口の減少により、労働力人口の減少（担い手不足）や消費意欲の低下、消費者数の減少によるサービスの過剰化（需給バランスの不均衡）を招き、経済成長の鈍化や消費市場の縮小が懸念されます。

(2) 中心市街地部のスポンジ化や低・未利用地の増加

市街地中心部では低・未利用地が点在しています。DID 地区の人口密度は減少傾向にあり、空き家や空き店舗が増加し、活力の低下が生じています。

今後は、阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置が進められる一方で、中心市街地との連携や日常生活に必要な都市機能を高める都市づくりが必要となります。

(3) 高速交通網の拡充と公共交通による移動の円滑化

安芸市では、阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置といった高速交通ネットワークの充実とともに、環境・生活基盤の充実を図っているところです。

今後は、東部圏域の圏域拠点として、商業系や住居系の都市的土地利用を推進することで、さらなる発展が期待されます。

また、高齢者の増加や中山間地域における交通弱者や買い物弱者などのさらなる増加が推測されることにより、バリアフリーや公共交通機関のニーズの高まりなどが予測されます。安芸市は狭あい道路があるものの、一定の公共交通網は整備されており、ヒトやモノの移動の多くを自動車交通に依存しています。このため、公共交通を充実することにより拠点間の連携を強化し、誰もが安全で安心に移動できる都市づくりが課題となっています。

持続可能な交通を確保するためには、幹線交通と支線交通を充実するなど、地域特性に応じた多様な交通手段を組み合わせ、最適な公共交通網を形成することが課題となっています。

(4) 新たな広域交流拠点・産業基盤の創出

阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置といった高速交通ネットワークの充実により東部圏域の広域的な連携が強化されます。また、市役所移転、学校統合などが計画されており新たな拠点が形成されます。このため、観光や物流などの新たな産業基盤の構築や交流拠点の形成による活力ある都市づくりが課題となっています。

(5) 地域の防災の強化・自然災害への備え

近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されています。

安芸市は、「地域における住民の生命、身体及び財産を災害から護り、土地の保全と、市民生活の安全を確保する」（安芸市地域防災計画）を目的として、地域の防災に取り組んでいるところであり、災害などにおける都市の安全を確保し、市民が安心して暮らせることが求められています。

今後は、発生しうる地震・津波・台風・豪雨災害や、土砂災害など自然災害を想定しながら、防災・減災対策を図る必要があります。また、避難対策の推進など災害に強い都市構造の構築が必要です。また、日常生活において安全・安心を確保する都市づくりに早急に取り組むことが必要です。

(6) 地域の魅力を活かした都市づくり

自然豊かな山地、安芸川や伊尾木川などの自然環境、数多くの文化財、神社仏閣などの地域資源を保全・活用し、人と自然環境や地域資源の共生する都市づくりが課題となっています。また、安芸市に固有の観光資源をつなぎ合わせ、観光の振興を図り、魅力ある都市づくりとすることが課題となっています。

人口減少が進行する中、魅力や強みを活かした都市づくりを進め、定住人口の確保や交流人口を増加させることが課題となっています。

(7) 環境にやさしい都市づくり

安芸市では急激な環境悪化が進む可能性は低いものの、節電などの取組を進めるとともに、エネルギー自給率の向上、安定的なエネルギー供給、温室効果ガスの排出量削減などの観点から、バスなど公共交通の利用促進を図り、地球温暖化やエネルギー需給の変化など地球規模での環境問題に対応した、持続可能で環境にも優しいエコな都市づくりが課題となっています。

(8) 公共施設などの老朽化対策

安芸市においては、少子高齢化の影響により、財政面で税収が減少する反面、社会保障費の増大が予測されます。また、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備してきた公共施設は、これから更新時期を迎えます。

今後は、人口構造の変化に伴い、公共施設などの複合化や統廃合による規模及び配置の適正化を図ることが重要になります。また、公共施設などの老朽化に対しては、適切な大規模修繕や更新を実施し、安全性と機能性を確保していくことが課題となっています。

(9) 健康長寿の都市づくり

安芸市が進めている「みんなで高齢者等を見守る安全・安心な『やさしいまち』」を引き続き継承し、すべての人にやさしい健康長寿のまちづくりを図る必要があります。

2.4 市民アンケート調査

安芸市都市計画マスタープランの策定にあたり、市民のまちづくりに対するニーズやご意見を把握し、計画づくりの参考とすることを目的に実施しました。

【調査概要】

- ・調査対象：安芸市民 2,000 人（20 歳以上の男女）
- ・抽出方法：住民基本台帳をもとに無作為抽出（地区別人口規模等によるバランスで抽出）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収（無記名）
- ・調査時期：平成 30 年 11 月初旬発送→11 月末返信〆切（3 週間程度）
- ・回収結果：755 通（回収率 37.8%）

概 要

■定住意向

- ・76.5%の方が定住意向を示しています。理由は「家や土地があるから」が 42.1%、「地域や人に愛着があるから」が 14.6%を占めます。
- ・「ずっと安芸市で住み続けたい」の割合は年齢が高いほど多くなっています。

■転出意向

- ・理由は「余暇・趣味が楽しみにくい」が 20.6%、「日常生活が不便だから」が 15.5%です。

■暮らしの満足度（各 40%以上）

- ・満足：「まちなみ・周辺環境」「通勤・通学の利便性」「日常の買い物」「医療・福祉関連施設の利用しやすさ」「公民館・集会場の利用しやすさ」「犯罪の安全性」「地域コミュニティ」
- ・不満：「公共交通（鉄道・バス）の利用しやすさ」「スポーツ・レクリエーション施設」「地震・水害の安全性」
- ・地震や水害に対する安全性については、5 割強の方が不満としています。

■日常生活動向

- ・買い物：1 位「安芸市中心市街地」（69.3%）
- ・会合・飲食：1 位「安芸市中心市街地」（45.7%）
- ・通 院：1 位「安芸市中心市街地」（68.7%）
- ・余 暇：1 位「安芸市中心市街地」（28.1%）、2 位「市外（高知市）」（27.9%）、3 位「近所（地区内）」（19.7%）と分散
- ・若年層は市外での買い物、会合・飲食、余暇の割合が高く、高齢者層は市内での活動の割合が高くなっています。

■重点的にまちづくりを進めるべき分野

- 1 位「道路の整備」（36.0%）
- 2 位「中心市街地の活性化・商業振興」（32.1%）
- 3 位「防災・減災まちづくり」（14.7%） 以上で 8 割強
- ・市街地部は「中心市街地の活性化・商業振興」の占める割合が高くなっています。

■まちの将来像

- 1 位「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」（25.2%）
- 2 位「災害に強い安全なまち」（14.3%）
- 3 位「自然豊かな環境に恵まれたまち」（11.3%）

■まちづくりへの参加意向

- ・進め方：1 位「地域住民と行政がお互いに協働しながらまちづくりを進める」（53.9%）が大半を占め、協働の姿勢が多い
- ・参加意向：1 位「自分から進んではやらないが、協力を求められれば参加する」（57.5%）、2 位「自分は参加しないが、行政や地元の熱心な人にまかせたい」（24.0%）